

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 2
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 3
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 4
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 5
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課】 6

◇ 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課】 7
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 10

北九州市告示第 25 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 69 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 1 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
佐々木調剤薬局	北九州市八幡西区三ヶ森一丁目 3 番 4 号	廃局のため	平成 28 年 1 2 月 3 1 日
有限会社あい薬局	北九州市八幡西区西神原町 2 番 2 5 号	廃局のため	平成 28 年 1 2 月 3 1 日

北九州市告示第 26 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 1 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
森林クリニック	北九州市小倉北区霧ヶ丘二丁目 9 番 33 号	平成 29 年 1 月 1 日

北九州市告示第 27 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 69 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 1 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
森林クリニック	北九州市小倉北区霧ヶ丘二丁目 9 番 33 号	法人化のため	平成 28 年 12 月 31 日

北九州市告示第 28 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 1 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
光明聖マリアクリニック	北九州市八幡西区光明二丁目 12 番 32 号	平成 28 年 12 月 1 日

北九州市告示第 29 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 69 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 29 年 1 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
光明聖マリアクリニック	北九州市八幡西区光明二丁目 12 番 32 号	開設者変更のため	平成 28 年 11 月 30 日

北九州市公告第 39 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下、「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 29 年 1 月 23 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

電子複写機の借入れ及び保守 一式

(2) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 各区役所及び八幡南出張所

(5) 入札方法 モノクロコピー及びカラーコピーの予定数量に、それぞれの複写 1 枚当たりの単価を掛けた総価により行う。ただし、契約は、落札金額の複写 1 枚当たりの価格による単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成 29 年 2 月 13 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23

年法律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。
)に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課

イ 日時 公告の日から平成29年3月8日まで(日曜日等を除く。)の
毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、平成29年2月13日の午後5時までに競争参加の申出書を北九州市市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年2月13日の午後5時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第3入札室

イ 日時 平成29年3月8日午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成29年3月7日の午後5時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7号第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2155

6 Summary

(1) Nature of Service to be procured

Lease and Maintenance of copying machine at Ward Office
(7offices) and Yahataminami Branch Office

(2) Deadline of Tender (in Person)

10:00a.m, March 8, 2017

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m, March 7, 2017

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Ward Coordination Division,
Citizen Services, Culture and Sports Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市公告第40号

一般競争入札により、住民基本台帳ネットワークシステムにおけるネットワーク機器・統合端末等の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年1月23日

北九州市長 北 橋 健 治

1 契約内容

(1) 業務名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムにおけるネットワーク機器・統合端末等の借入れ及び保守業務 一式

(2) 履行の内容等 入札仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市の指定する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

(2) 期間

この公告の日から平成29年2月3日まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿

(以下「有資格業者名簿」という。)に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札に参加するための要件

この公告に係る競争入札に参加を希望する者は、入札参加の申出書を北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課に提出しなければならない。

5 入札者に要求される義務

入札者は、提案書(作成要領は入札説明書による。)に必要書類を添付して平成29年2月1日午後5時までに第6項第1号の場所に提出しなければならない(郵送の場合は、書留郵便とし、平成29年1月31日午後5時必着とする。)。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札参加の申出書を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

(2) 期間

この公告の日から平成29年1月27日までの毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

7 入札書の提出場所等

(1) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成29年1月30日午後2時

(2) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 平成29年2月3日午後2時

8 契約の締結

この契約の締結については、落札の決定があっても、この契約に係る予算が成立しない場合は、行わない。この場合において、市は、この契約を締結しないことによる補償は行わない。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 競争入札に参加するための要件を満たさなかった者がした入札
 - エ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とするができる。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
電話 093-582-2107